

北区DX推進アドバイザー業務委託
プロポーザル第二次審査実施要領

令和 8 年 1 月
東 京 都 北 区

1 目的

この実施要領は「(資料1) 北区DX推進アドバイザー業務委託プロポーザル公募要項」に基づき、同プロポーザル第二次審査として実施する「プレゼンテーション」の評価をするにあたり、必要な事項を定める。

2 第二次審査の内容について

- (1) 審査対象者：一次審査通過提案者
- (2) 審査対象範囲：プレゼンテーション（提出済みの企画提案書の範囲で実施）

3 第二次審査の日程等について（予定）

- (1) 日 程

令和8年2月26日(木)を予定。詳細日程は第一次審査通過者にのみ後日連絡する。

- (2) 場 所

本区指定場所。詳細は第一次審査通過者に対し連絡する（区内施設を予定）。

4 出席者

プレゼンテーションでの提案者側の出席者は3名以内とし、契約締結後に本業務を担当するチーフとなるアドバイザー、営業担当者を出席させること。

5 審査員

プレゼンテーションの審査員は「北区DX推進アドバイザー業務委託プロポーザル審査委員会」の委員とする。

6 プrezentation及び質疑応答

- (1) プrezentation

企画提案書の内容に基づいてプレゼンテーションを行うこと（15分以内）。

- (2) 質疑応答

審査委員よりプレゼンテーション及び第一次審査における提案書等に基づいた質問を行う（15分以内）。

7 説明方法等

- (1) プrezentationは契約締結後に本業務を担当するチーフとなるアドバイザーが実施すること。

- (2) 開始直後に出席者の自己紹介（プロジェクト経験等）を行い、企画提案書に記載された内容について説明すること。

- (3) 提案者は提出した企画提案書を基にわかりやすく説明すること。

- (4) 企画提案書に記載のない内容は説明してはならない。

- (5) プロジェクター及びスクリーンを利用した説明も可能とする。

- (6) プロジェクター、スクリーン及びPC等必要な機材については、本区にて準備する。

(7) プロジェクター及びスクリーンを利用する場合は、本区に事前連絡をすること。

8 プレゼンテーション資料

- (1) 事前に提出された提案書等は、本区にて各審査委員へ配布する。
- (2) 第二次審査においてスクリーンに投影できる資料は、第一次審査において提出済みの企画提案書(様式9)のみとする。資料の差し替え、追加等は認めない。
- (3) Microsoft PowerPoint等によるスライドを使用する場合は、以下3点を遵守すること。
 - ①デザインテンプレートは使用しないこと(Microsoft Office標準のものも含む)。
 - ②アニメーションは使用しないこと。
 - ③背景は白色無地とすること。

9 問い合わせ先

〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目4番14号（北区役所第三庁舎1階）

東京都北区デジタル推進担当部長付DX推進担当課

担当：小林・津田・石坂・中村

電話：03-3908-8548（直通）

電子メール：dx-rfp@city.kita.lg.jp

※ 問い合わせ時の注意事項

内容の正確な把握のため、参加表明書提出の有無を問わず、問い合わせにおける連絡手段は、基本的に電子メールのみとし、電話、FAX、対面（来訪）での問い合わせは受け付けない。このことは公募要項12（1）⑤の対象となること。